

ブロック塀等撤去費補助金のお知らせ

平成 30 年に発生した大阪府北部地震でのブロック塀倒壊事故を受け、住民の安全確保を目的に、倒壊の危険性のあるブロック塀等の撤去費を助成します。

※補助制度をご利用の際は、申請手続きが必要になります。また詳しい補助の要件等もございますので、事前に町都市計画課へお問い合わせください。

対象となるブロック塀等

- 高さ 80cm 以上の補強コンクリートブロック造または組積造の塀で、ブロック塀等の点検表に適合しない項目が一つ以上あるもの
- 補助対象地域の道路等に面するもの

補助対象地域

次のいずれかに該当する地域

- ①指定避難所周辺
- ②用途地域内
- ③各小学校の通学路

補助対象者

- ブロック塀等の所有者等
- 同一のブロック塀等の撤去等に対して補助金の交付を受けていない者
- ブロック塀等が設置されている土地又は附属する建物の販売に伴い行うものでない者
- 国税、県税及び町税の滞納のない者

補助額

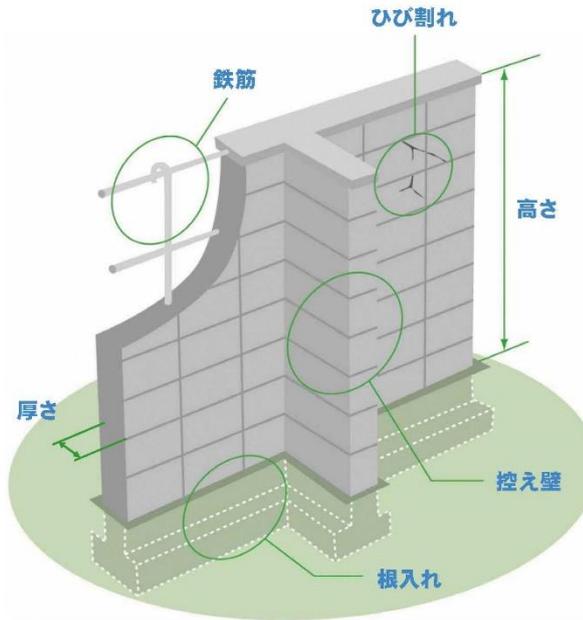
次のいずれか少ない額の 1/2 ただし、最大で **10万円**

- ①撤去等費用
- ②撤去等を行うブロック塀等の長さ 1m あたり 1 万円を乗じて得た額

◎お問い合わせ先

壬生町建設部都市計画課都市計画係

電話番号：0282-81-1853 ファックス：0282-82-8252



ブロック塀について、以下の項目を点検し、ひとつでも不適合があれば危険なので改善しましょう。

- 1. 塀は高すぎないか
 - ・塀の高さは地盤から2.2m以下か。
- 2. 塀の厚さは十分か
 - ・塀の厚さは10cm以上か。(塀の高さが2m超2.2m以下の場合には15cm以上)
- 3. 控え壁はあるか。(塀の高さが1.2m超の場合)
 - ・塀の長さ3.4m以下ごとに、塀の高さの1/5以上突出した控え壁があるか。

- 4. 基礎があるか
 - ・コンクリートの基礎があるか。
- 5. 塀は健全か
 - ・塀に傾き、ひび割れはないか。

<専門家に相談しましょう>

- 6. 塀に鉄筋が入っているか
 - ・塀の中に直径9mm以上の鉄筋が、縦横とも 80cm間隔以下で配筋されており、縦筋は壁頂部および基礎の横筋に、横筋は縦筋にそれぞれかぎ掛けされているか。
 - ・基礎の根入れ深さは30cm以上か。(塀の高さが1.2m超の場合)

細積造(れんが造、石造、鉄筋のないブロック造)の塀の場合

- 1. 塀の高さは地盤から1.2m以下か。
- 2. 塀の厚さは十分か。
- 3. 塀の長さ4m以下ごとに、塀の厚さの1.5倍以上突出した控え壁があるか。
- 4. 基礎があるか。
- 5. 塀に傾き、ひび割れはないか。

<専門家に相談しましょう>

- 6. 基礎の根入れ深さは20cm以上か。

出典：
パンフレット「地震からわが家を守ろう」日本建築防災協会 2013. 1 より一部改